



IFRS 10Minutes

PwCがIFRS会計基準に関する最新情報を簡潔にお届けするニュースレター

Vol. 71
2026年1月



「財務諸表における不確実性についての開示」の公表

国際会計基準審議会 (IASB) は、2025年11月28日、「財務諸表における不確実性についての開示」(IFRS第7号、IFRS第18号、IAS第1号、IAS第8号、IAS第36号およびIAS第37号の設例の修正)を公表しました。



- 設例は、企業が財務諸表において不確実性の影響を開示する方法を示しています。設例は気候に関連するものですが、設例で示されている原則はその他の不確実性の影響にも適用可能です。
- 設例は、IFRS会計基準の要求事項を変更するものではありませんが、要求事項を実務上どのように適用すべきかを示すものです。
- 設例の発効日は定められていませんが、企業においては、2025年12月に終了する事業年度末からの適用を検討することが考えられます。

「超インフレ表示通貨への換算」の公表

IASBは、2025年11月13日、「超インフレ表示通貨への換算」(IAS第21号の修正)を公表しました。



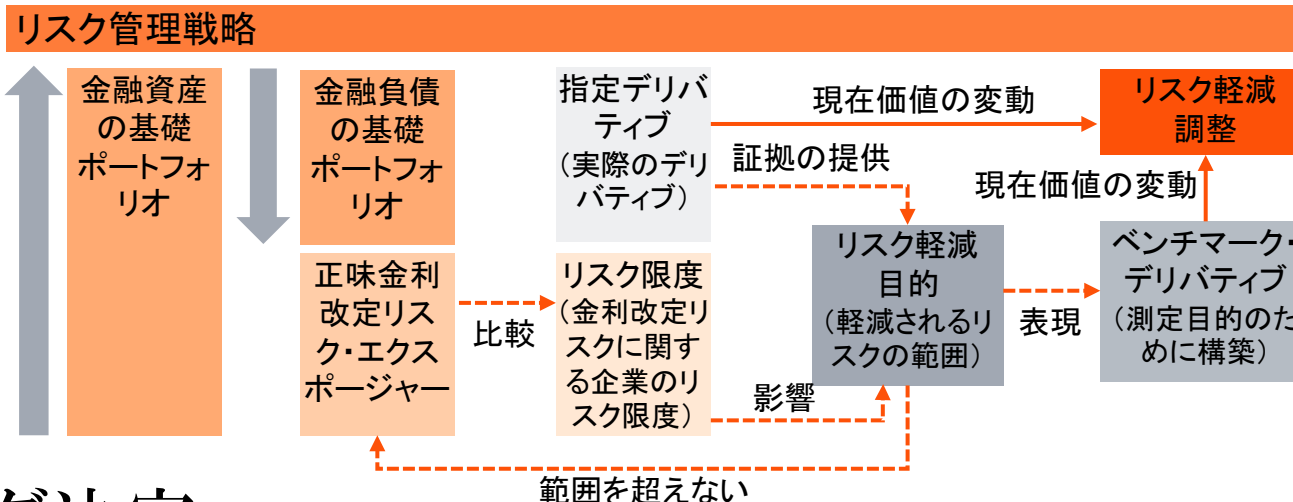
- 今回の修正は、超インフレではない通貨から超インフレの通貨へ財務諸表をどのように換算すべきかを明確にしています。
- 当該修正は、2027年1月1日以降に始まる事業年度に適用されます。企業は早期適用を選択することもできます。

公開草案「リスク軽減会計」の公表

IASBは、2025年12月3日、金融機関のための新しいヘッジ会計のモデルである「リスク軽減会計」の公開草案を公表しました。

- 銀行は、一般的に、金利デリバティブを用いて、正味オープン・リスク・ポジションを動的に管理している。
- しかし、現在のヘッジ会計モデルでは、通常エクスポージャー総額に対してヘッジ指定が行われる。
- リスク軽減会計モデル（以前は動的リスク管理モデルと呼ばれていた）は、正味ベースで管理される金利改定リスク・エクスポージャーに関連する企業のリスク管理活動の経済効果を、より適切に反映することを目的としている。

リスク軽減会計モデルの主要要素



IFRS解釈指針委員会のアジェンダ決定

組み込まれた早期償還オプション(IFRS第9号「金融商品」)

- 融資契約に組み込まれた早期償還オプションを分離するかどうかを決定するためのガイダンスを示しているIFRS第9号B4.3.5項において、「企業」は「貸手」と「借手」のいずれを指すか。
- 利害関係者からのフィードバックは、貸手を指すものと読んでいることを示唆している。
- 当該事項は幅広い影響を有していないと結論を下し、基準設定プロジェクトを作業計画に追加しないことを決定。

取引コストの決定及び会計処理(IFRS第9号「金融商品」)

- 金融商品の組成または発行に直接起因するが契約上の取決めの締結前に発生するコストが、「増分」であり、取引コストの定義を満たすか。
- 利害関係者からのフィードバックは、取引コストの定義を満たし、多くの場合は前払金またはその他の資産として認識されることを示唆している。
- 当該事項は幅広い影響を有していないと結論を下し、基準設定プロジェクトを作業計画に追加しないことを決定。

IFRS会計基準の開発を巡る最新の動向

持分法会計の審議の状況

IASBは、2024年9月に、公開草案「持分法会計-IAS第28号『関連会社及び共同支配企業に対する投資』(202x年改訂)」を公表しました。2025年5月から、公開草案に寄せられたフィードバックを踏まえた審議を開始しています。

公開草案の主な提案

会計処理の主要な提案	a. 当初認識	<p>①取得原価 移転された対価を公正価値として取得原価を測定。既存持分がある場合には公正価値評価し加算。のれん(持分法投資の帳簿価額の一部)または割安購入権(純損益)を認識。</p> <p>②条件付対価 移転された対価の一部として認識し、公正価値測定。負債に分類される場合、各報告日に公正価値で評価し、差額を純損益で認識。</p>
	b. 持分の変動 変動後も重要な影響力を保持する場合	<p>①追加取得 追加持分の取得原価と、識別可能な資産・負債の公正価値に対する追加持分との差額をのれん(持分法投資の帳簿価額の一部)または割安購入益(純損益)として処理。既存持分については再評価を行わない。</p> <p>②部分的処分 認識を中止する部分は処分日現在の帳簿価額の比例部分として測定し、受け取った対価との差額を純損益で認識</p> <p>③その他の変動 追加取得または部分的処分として会計処理(例:第三者割当増資)</p>
	c. 関連会社等との取引	関連会社等(関連会社および共同支配企業)との全ての取引に係る利得・損失の全額を認識(未実現損益の消去を行わない)
	d. 繰延税金	識別可能な資産・負債に対する持分の公正価値評価から生じる繰延税金資産・負債を帳簿価額に含める
	e. 損失の認識	損失の認識により帳簿価額をゼロに減額し、なお未認識の損失が残っている状況において、追加持分の購入時に、増加した帳簿価額を未認識の損失によって減額しない
	f. 減損	減損が生じていることを示す客観的証拠の判定に関する規定の明確化

IASBの審議の方向性(2025年12月まで)

- ・公開草案の提案を進める
- ・取得関連コストを費用が発生した期間の損益計算書において費用として認識する
- ・追加取得時の識別可能な資産・負債の公正価値測定について、救済措置を設けることを検討する
- ・IFRS第3号「企業結合」の測定期間の取り扱いを、関連会社の重要な影響力を獲得する場合または追加取得の場合にも拡張する
- ・関連会社または共同支配企業に対する投資への公正価値オプションの適格要件について、明確化を別プロジェクトとして検討する

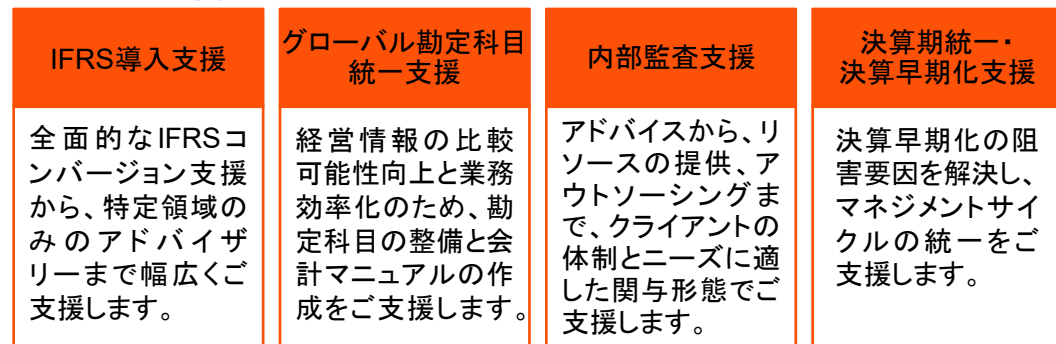
未実現損益の消去を行わないことについて、公開草案に寄せられたフィードバックでは、欧州、米国、アフリカのほぼ全ての回答者は賛成、日本(*1)や中国の回答者の一部は、提案が持分法の根本的な考え方を変えてしまっているとして反対

- 以下の追加作業の実施を決定
- ・提案が利益操作の機会を増大させる可能性を指摘した回答者の懸念を理解する
 - ・開示の強化またはガイダンスの追加によってこれらの懸念が解消されるかどうかを理解する

*1 関連して、企業会計基準委員会(ASBJ)は2025年11月に、プロジェクトの方向性について重大な懸念を有していることを表明するため、「現在再審議中の持分法会計に関するプロジェクトについて」と題する書簡をIASBに対して送付している。

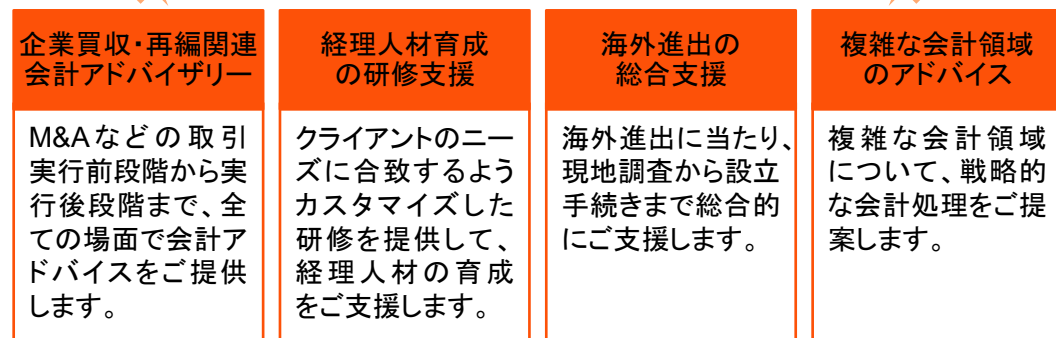
How PwC can help

PwCがお手伝いできること



日本企業をとりまく状況、 グローバル化の進展・加速

海外子会社とのコミュニケーション／協働体制を推進する必要性／
グローバル経営管理体制の強化／再構築の必要性



Contact us

PwC Japanグループの主な法人

PwC Japan有限責任監査法人

PwCコンサルティング合同会社

PwCアドバイザリー合同会社

PwC税理士法人

PwC弁護士法人

PwC Japanグループは、日本におけるPwCグローバルネットワークのメンバーファーム
およびそれらの関連会社の総称です。各法人は独立して事業を行い、
相互に連携をとりながら、監査およびアシュアランス、コンサルティング、
ディールアドバイザリー、税務、法務のサービスをクライアントに提供しています。

PwC Japan IFRS ウェブサイト:

<https://www.pwc.com/jp/ja/services/assurance/ifrs.html>

Viewpoint (IFRSの基準書や総合的な情報提供ウェブサイト):

<https://viewpoint.pwc.com/jp/ja.html>

PwC Japan IFRS プロジェクト室:

E-mail: jp_asr_ifrsprojectoffice-mbx@pwc.com

Thank you

pwc.com

© 2026 PricewaterhouseCoopers Japan LLC. All rights reserved.

PwC refers to the PwC network member firms and/or their specified subsidiaries in Japan, and may sometimes refer to the PwC network. Each of such firms and subsidiaries is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.

This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.